平成２３年（フ）第９７９号
横浜市港南区笹下３丁目25番２号
債務者　藤野　隆夫
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４１８号
横浜市旭区東希望が丘207番地
債務者　中島　好子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９４号
横浜市戸塚区川上町497番地　県営川上団地６棟104号
債務者　大熊真由美
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５１８号
横浜市瀬谷区本郷２丁目16番地５　さとうサンコーポ７号室
債務者　佐藤　昌代
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３１２号
横浜市神奈川区松見町３丁目561番地
債務者　諸星　啓介
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４７号
岡山市北区芳賀5113番地90
債務者　久保　真二
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４９号
岡山市南区当新田332番地ダイヤモンドハイツＫ　Ｃ―102
債務者　小川　一美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０号
大分県豊後大野市大野町田代1851番地
債務者　工藤　結香
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後３時
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第９８号
静岡県富士市五貫島704番地の１　県営住宅Ｈ―210号、前住所静岡県富士市今泉3083番地の５
債務者　山口　真広（旧姓長堀）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６８８号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1909番地１エスティーヌみよし101号
債務者　荒木　雅之
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２８９号
静岡県袋井市浅羽355番地の３の１　グレーヌⅠ―101号室、前住所静岡県袋井市諸井526番地の14
債務者　田中　紀子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
静岡県浜松市中区布橋１丁目12番30号
債務者　鷲山　淳史
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
静岡県浜松市中区葵西６丁目３番26号ローヤル石津Ⅱ409、前住所静岡県浜松市西区古人見町561番地
債務者　古橋　伸郎
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
長崎県西海市西海町川内郷1242番地３
債務者　持永　敬造
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
長崎県佐世保市卸本町１番22号　トゥルース401号、旧住所愛知県西尾市富山町天神前27番地　第１天神荘13号室
債務者　坂本　祐輔
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係